

(別紙)

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほどまん延している実態は、大半が国の責めに帰すべき事由によるものであり、肝炎対策基本法等においても、国の法的責任が明確に示されている。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療等の抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。

特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ない状況の中、より重篤な状態に陥り、就業や生活に支障を来し、経済的・社会的にひっ迫する方も多く、一層の社会的支援が求められているところであり、国の肝炎対策推進協議会においても、平成26年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書により、厚生労働大臣に対して、肝硬変・肝がんを含むすべての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設することを提言している。

また、肝硬変患者に対する障害年金は、基準の明確化を図りつつ適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進められているが、一方で、身体障害者福祉法における肝臓機能障害の認定制度(身体障害者手帳)は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していない。

そのため、身体障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和及び見直しを行うべきである。

よって、逗子市議会は国に対し、これらの現状を踏まえ、必要な措置を講じるよう、次のとおり要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法における肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

逗子市議会